

# 保健福祉・食品衛生関係養成施設の指導監督に関する行政評価・監視

## 【北海道厚生局からの回答】

北海道厚生局では、当局の平成 17 年 1 月 6 日の所見表示「保健福祉・食品衛生関係養成施設の指導監督に関する行政評価・監視の結果」を受け、次のように改善を図ることになりました。

北海道厚生局では、教員資格や授業時間数等の指定基準を遵守していない養成施設に対し、文書にて改善策を提出するよう指示しました。

さらに、北海道厚生局では、道内の全養成施設に対して、今回の調査結果に基づく指導通知を発出するとともに、今後も指定基準が遵守されるよう、指導調査を継続して行うこととしています。

また、北海道厚生局における養成施設の指定等に係る事務処理についても、標準処理期間を遵守するとともに、手続きも簡素化することとなりました。

\* 個別の通知事項に対する改善措置は、次のような内容となっています。

### 1 養成施設に対する指導監督の実施状況

教員資格や授業時間数等が不適切な養成施設については・・・



北海道厚生局において、該当する養成施設から改善策の提出を求め、その状況に応じて改善の確認調査を行うことになりました。また、道内の全養成施設に対し、今回の北海道管区行政評価局の調査結果及び北海道厚生局の指導調査結果に基づく指導通知を発出し、指導の徹底を図ることになりました。

定員を大幅に超過している指定保育士養成施設については・・・



北海道厚生局において、定員超過が著しい指定保育士養成施設に対し、改善策の提出を求め、また、道内の全ての指定保育士養成施設に対し、定員を遵守するよう文書による指導を行うことになりました。

さらに、北海道厚生局において、今後も教員資格、授業時間数、定員等に関する指定基準が遵守されるよう、次年度以降も養成施設に対する指導調査を継続して行うこととしております。

## 2 養成施設等の指定等に係る事務処理の適正化

指定や変更承認の事務処理期間については・・・



標準処理期間が定められている5種類（栄養士、調理師、指定保育士、製菓衛生師、食品衛生管理者、食品衛生監視員）の養成施設に係る指定等の事務は、標準処理期間内における処理の徹底を図ることになりました。

美容師・理容師養成施設の移転手続きについては・・・



社会通念上、機能の同一性が保てると認められるものは、新たな養成施設の指定とはせず、所在地の変更等の簡易な手続きで済むことになりました。

また、他にも申請の際に必要な添付書類を明確にし、提出部数も減らすなど、申請者の負担が軽減されることになりました。